

菊池市森林整備計画 変更計画書

計画期間

〔	自	令和2年（2020年）4月	1日	〕
	至	令和12年（2030年）3月	31日	

〈令和5年（2023年）3月変更〉

熊 本 県

菊池市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
第2	造林に関する事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第8	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	6
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他の必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	7
V	その他森林の整備のために必要な事項	7
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

【変更の理由等】

- 1 計画の変更を要する理由
森林法第10条の5の規定に基づき樹立した菊池市森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和5年（2023年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成17年3月に菊池市、七城町、泗水町、旭志村の1市2町1村が合併して誕生した市であり、熊本県北東部に位置し、東部は阿蘇地域、南部は菊池南部地域（大津町、合志市）、西部は山鹿鹿本地域、北部は大分県日田地域にそれぞれ接しており、形状は扇形をなしている。地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めている。それら山岳からの豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、総面積276.85km²を有している。

気候は、温暖多雨の九州内陸型気候である。

森林面積は、15,174haで総面積の約55%を占めている。民有林面積は、12,608haで民有林率は83.1%であり、民有林の林種別の面積は人工林8,693.62ha、天然林3,357.84ha、その他556.53haである。人工林の樹種別割合は、スギ66.3%、ヒノキ25.6%、クヌギ6.0%、マツ1.3%、その他0.8%である。蓄積量は、総蓄積量4,160,255m³、人工林3,698,498m³、天然林461,757m³となっている。（令和5年4月1日現在）

本市の自然条件は森林の育成に適しており、本市北部の龍門地域から旭志地域にかけては県内でも有数の人工林地帯を形成している。林齢別の面積では林齢55～65年生をピークに分布し、森林資源の成熟度は高まっており、収穫すべき段階を迎えている。

しかし、近年、木材需要・価格の長期低迷等により森林所有者の森林に対する意欲が薄れ、間伐等の森林施業が十分なされておらず、林業従事者不足も問題となっており、森林の持つ水源かん養や山地災害防止などの公益的機能の発揮が危ぶまれている。一方、菊池川の最上流域に所在していることから、市民はもとより下流都市町村からも、森林の持つ公益的機能の維持管理について、高い関心が寄せられており、適切な森林整備が求められている。

このような中、県、森林組合等と連携を図り、森林経営計画制度ほか造林、間伐等の森林整備事業に係る補助内容の森林所有者等への周知を図り、併せて地域の林業の牽引役でもある林業研究グループの支援を継続していく必要がある。また、計画的に施業を実施し、林業従事者の安定確保と省力化を図るためには、路網整備は不可欠であるため、市独自の作業路・作業道開設事業により、作業路・作業道の開設に積極的に取り組んでいく。さらに、伐期に達した人工林の主伐と確実な更新により林齢構成の平準化を図っていく。

県下有数の産地である特用林産物の椎茸は気候的にも適しており、菊池椎茸振興会・JA椎茸部会を活動の中心として高品質の原木椎茸が生産されている。今後、クヌギ造林地の伐採・保育等による維持的な森林整備と近年荒廃が目立つ竹林の整備が必要とされる。

本市南部の七城、泗水地域の経営基盤は農業や畜産などであり、宅地化の進行している地域でもある。この地域の森林は、水源かん養はもとより、がけ崩れ・土砂流出等による山地災害防止を重視した森林、又は地域住民の生活に密着した里山林の機能を重視した森林が期待されている。今後、当該地域の森林における無秩序な開発行為の防止に向けて誘導しつつ、森林に対する住民の意識・価値観に対応し、地域住民の憩いの場としての整備を図るとともに、山地災害の防止に寄与する森林づくりのための適切な保育を促しながら森林の維持・保全を図っていく。

- 2 森林整備の基本方針 [変更なし]
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 [変更なし]

II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） [変更なし]
- 第2 造林に関する事項 [変更なし]
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 [変更なし]

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 [変更なし]
- 2 木材の生産機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定 [変更なし]

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然歴・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

(2) 施業の方法 [変更なし]

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	127 林班 36, 38, 39, 41, 42, 54, 55, 82, 84, 87, 89, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 119, 120, 121, 122, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 144, 146, 147, 170, 172, 173, 174, 175, 189, 190, 191, 192, 193 小班	85.1

土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	※1 75 林班 53, 141, 148 小班 126 林班 215, 237, 241, 266, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 408 小班	24.58
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	菊池市水源涵養推進森林	3, 4, 5, 7, 11, 12, 15 ~ 28, 30, 31, 40, 62~77, 114~116, 125~127 林班 (ただし、本表※1及び別表2※1の森林を除く)	6785.24
	菊池市保健文化推進森林	15, 16, 18, 23, 31, 127 林班 (ただし、別表2※1の森林を除く)	901.47
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1~33, 36, 39, 40, 49, 50, 51, 62~77, 79, 91, 92, 113~116, 125~127 林班	9144.98
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1~33, 36, 39, 40, 49, 50, 51, 62~77, 79, 91, 92, 113~116, 125~127 林班	

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	※1 127 林班 36, 38, 39, 41, 42, 54, 55, 82, 84, 87, 89, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 119, 120, 121, 122, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 144, 146, 147, 170, 172, 173, 174, 175, 189, 190, 191, 192, 193 小班	85.1

土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	75 林班 53, 141, 148 小班 126 林班 215, 237, 241, 266, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 408 小班	24.58
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
菊池市水源涵養推進森林	標準伐期齢以上での伐期を推進する森林	3, 4, 5, 7, 11, 12, 15~28, 30, 31, 40, 62~77, 114~116, 125~127 林班 (ただし、別表1※1及び本表※1の森林を除く)	6785.24
菊池市保健文化推進森林	標準伐期齢以上での伐期を推進する森林	15, 16, 18, 23, 31, 127 林班 (ただし、本表※1の森林を除く)	901.47

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 [変更なし]

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 [変更なし]

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 [変更なし]
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 [変更なし]
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点 [変更なし]

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班 等)	路線名	開設延長 (m)	拡張計画		前年5 ヶ年 の計 画箇 所	備考
						改良計画	舗装延長		

拡張	自動車道	林道	原、旭志麓	菊池人吉線		24m		○	
拡張	自動車道	林道	班蛇口	八方ヶ岳線		491m		○	
拡張	自動車道	林道	原	鞍岳線		79m		○	
開設	自動車道	林道	原	水源線	1,000		6,000m		
拡張	自動車道	林道	雪野、班蛇口	竜門線		427m		○	
拡張	自動車道	林道	班蛇口	津江道線		19m		○	
拡張	自動車道	林道	竜門	権現山線		15m		○	
拡張	自動車道	林道	原、班蛇口	宮ノ上線			100m		
拡張	自動車道	林道	重味	生蘇線			800m		
拡張	自動車道	林道	班蛇口	椎場1号線			100m		
拡張	自動車道	林道	班蛇口	椎場2号線			100m		
拡張	自動車道	林道	小木	白木線			100m		
拡張	自動車道	林道	旭志麓	新山1号線		600m			
開設	自動車道	林道	旭志 弁利	北旭野線	1,000				
開設	自動車道	林道	旭志麓	麓線	1,000				
開設	自動車道	林道	旭志 弁利	岩本線	2,000				

拡張	自動車道	林道	班蛇口、龍門	二本松線			200m		
拡張	自動車道	林道	小木	酒造野陣内線			415m		
開設	自動車道	林道	小木	足手荒神山線	375		750m		
開設	自動車道	林道	小木	谷山線	200		400m		
開設	自動車道	林道	下河原	中原・松島線	650		1,300		
開設	自動車道	林道	旭志 麓	山の神線	1,000		2,000		
開設	自動車道	林道	旭志 麓	銭亀線	835		1,670m		
開設	自動車道	林道	班蛇口	獅子ヶ城線	667				
開設	自動車道	林道	班蛇口	獅子ヶ城2号線	330			○	
開設	自動車道	林道	班蛇口	焼塚線	247			○	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項〔変更なし〕

(2) 細部路網の整備に関する事項〔変更なし〕

4 その他必要な事項〔変更なし〕

第8 その他必要な事項〔変更なし〕

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、二ホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、熊本県第二種特定鳥獣管理計画（令和4年3月策定：6期）、森林組合、猟友会等の情報を基に、菊池市全域を鳥獣害防止森林区域と

定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法〔変更なし〕

2 その他必要な事項〔変更なし〕

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項〔変更なし〕

IV 森林の保健機能の増進に関する事項〔変更なし〕

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び

びII

の第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 ha
原北部区域	1～16	2009.45
原南部・四町分区域	17～41	2544.00
菊池・七城・泗水区域	42～48、56～58 60、83～89、101～ 105、131～137	1494.08
龍門・班蛇口区域	49～55、59、 61～82、90～92	4347.19
旭志区域	111～130	2213.27

2 生活環境の整備に関する事項〔変更なし〕

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項〔変更なし〕

4 森林の総合利用の推進に関する事項〔変更なし〕

5 住民参加による森林の整備に関する事項〔変更なし〕

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林組合等の事業体との連携を図りながら、森林所有者の意向調査を進めるとともに、森林整備を進めるべき森林については経営管理権集積計画や経営管理実施権配分計画を作成し、森林の管理・経営を行っていく。

7 その他必要な事項〔変更なし〕